津市地域防災計画(風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編)令和5年度修正(案)に対する意見等の内容と意見等に対する考え方(パブリックコメント手続等)

No.	冊子	頁	項目	意見の内容	意見に対する考え方
1				一昨年のパプコメでも提案しましたが改善されてお	①~⑤の意見については、行政手法に対する意見であ
				りません。再度、申しあげます。初歩的なことですが、	るため、地域防災計画の修正には反映しないこととしま
				パプリックコメントのやりかたの問題	す。
				①市民に案内のしかたが、果たしてこんなやりかたで	また、「液状化」及び「原発対策」でいただいたご意
				いいのか。広報に、幅 5cm、たて 10cm 程度の記述掲示	見に対し、以下の考え方のもと、記載内容は現行のとお
				である。多くの市民は、見落とすということ。「津市地	
				域防災計画」というでかい市民の命に関わる問題です。	
				②計画案を変更するというなら、変更案の内容と説明	
				を広報で知らせ、意見を求めることが必要。薄っぺら	
				な広報が生きかえるというものだ。	液状化対策については、風水害等対策編(P31)、
				③1年間の実施した内容の検証が必要。	震災対策編 (P27、P34、P35)、津波対策編
				④コメントを求める期間は1ヶ月。拙速すぎる。3ヶ	
				月ぐらい必要だ。	ます。
				⑤自主防災会長会議ぐらい開いて、参加者に説明会を	原発事故については、風水害等対策編及び震災対策編
					に情報収集体制の整備について記載しています。また、
				用しないことを指摘したい。	避難計画については、原子力発電所からおおむね半径3
				全体に、津波の対策は、震災編の延長程度の内容で	
				ある。液状化対策、原発事故の手案はなし。	三重県地域防災計画にも記載のとおり、本市はその範囲
				自治体として、県都としての役割を果たす必要がある。	
				以上。	原発事故が発生した際には、三重県との連絡を密に
					し、連携した対応を行う必要があることから、現行のと
9	風水害	67	第 2 編 災害予防計画	第2編第3章(1)漏れていたのか、上級官庁の情報が	おりとします。 三重県により高潮浸水想定区域の指定及び水位周知海
	風水音 等対策	07	第3章 人的被害の発生	第2編第3草印欄机といたのが、上被目月の情報が 変わったせいで避難情報の発令基準に合わせたのか理	
	等刈水 編		第3章 人的級音の発生 を未然に防ぐ避難	あるだせいに世難情報の発力基準に占がせたのが達 由を説明することが必要です。高潮編が必要かどうか	汁が1月にで40/にことでよる10年により。
	littl		対策	田を読句することが必要です。同例編が必要がとりが 検討を要するが、高潮編を作るべきではないか。	
			第1節 防災施設の限界	1次日で女 7 の4 1、 中田州市で下で、「C (Yみなどが。	
			およい め		
3	風水害	72			三重県により高潮浸水想定区域の指定及び水位周知海
	等対策	77		こぼれていたのを補充したと言うことか。津市で高潮	一
	編	•	を未然に防ぐ避難	被害の痕跡は存在するはずだが。	// · / / / / / / / / / / / / / / / / /

津市地域防災計画(風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編)令和5年度修正(案)に対する意見等の内容と意見等に対する考え方(パブリックコメント手続等)

No.	冊子	頁	項目	意見の内容	意見に対する考え方
			対策 第4節 自主的な避難 第6節 避難体制の整備		